

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 26日

住 所 神奈川県川崎市川崎区中瀬 3-21-6

事業者名 川崎鶴見臨港バス株式会社
代表者名 取締役社長 田中 伸介
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設および車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、当社では路線バスのノンステップバスへの置き換え、導入を積極的に実施しており、9割程度の車両について、ノンステップバスで運行している。 <p>今後も引き続き導入を続け、沿線事情によりノンステップバスが走行できない路線を担当する車両を除き、ノンステップバスに置き換える。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページのリニューアルを行い、媒体を問わず当社バスに関する情報取得の円滑化を図る。・一部の従業員にサービス介助士の資格を取得させ、適切な誘導を行える体制を構築する。・従業員に対し業務懇談会および管理者研修等を実施し、事例の共有や教育を行う。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両の更新	高速バス車両にエレベーター付き車両を1台導入する(2019年度)
バス停の改修	一部停留所にて、スロープの設置等バリアフリーに配慮した改修

	を行う（2019～2020年度）
--	------------------

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士等、有資格者の配置	サービス介助士等の資格を持った乗務員、職員を配置し、お客様の誘導を円滑に行える体制を整備する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページのリニューアル	当社ホームページの構成を全面的にリニューアルし、特にスマートフォンからの閲覧性を向上させ、どのような方でも情報の取得を容易にする（2019年度）。

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
講習会の開催	従業員に対し業務懇談会および管理者研修を実施し、運行時等にあつた事例を共有し、対応方法の指導を行う。
乗り方教室の開催	沿線学校の生徒を対象にバスの乗り方教室を実施し、バスにご乗車いただく際のマナー啓発および指導を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

建て替えを実施する予定の営業所について、車椅子用トイレを設置する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

今後の社会情勢や経営状況により、随時計画を見直す。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。